



▲「これがホトケノザよ」 ▶「七草がゆ」を味わいながら

七草つんで おかゆを食べて

町民ハイクに 80歳も参加



町教育委員会・主催の『町民ハイキング』が一月十五日に行われました。参加者は三歳の子どもから八十歳のお年寄りまで約四十人。親子づれも目立ちました。ハイキングの目的は健康・体力づくりと自然に親しむことですが、この日はもう一つ春の「七草」を見つけ、七草がゆを食べようというもの。この日は町公民館でセリ、ナズナ（ペンペン草）オギヨウ（ハハコグサ）ハコベラ（ハコベ）ホトケノザ（コオニタビラコ）スズナ（カブ）スズシロ（ダイコン）の春の七草とその薬効などについて町職員から話を聞いたあとスズナ・スズシロを除く五種類の草の採取めざして岡山方面へ出発。

まず田の中に自生しているホトケノザの採取。日ごろはよく目にはしているような草でも、見つけようとするとなかなか見つかりにくいもので、参加者は田の中やあぜ道を目を皿のようにして探しまわり、やっと見つけると「これじゃろっ」「あった、あった」と大喜び。

行程は約七キロ、二時間半ばかりでしたが、公民館に帰着したらちょうど正午。婦人学級の人たちが炊事した七草がゆとおむすびで昼食。湯気の立つのをふうふう吹きながら無病息災を願って味わいながら空腹を満たしました。

確定申告2月16日～3月15日

早めに申告の準備を

確定申告の時期が近づいてきました。所得税の確定申告は「二月十八日から三月十五日まで」です。

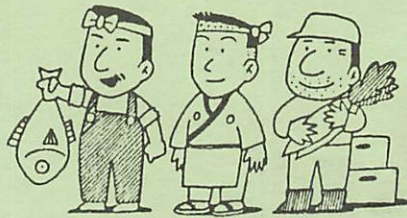
所得税はあなたが所得を計算し、税金を算出して納付する申告納税制度となっています。所得金額や税額は正しく計算し、申告と納税は期限内に済ませてください。

期限までに申告をしなかつたり、所得を少なく申告した人は、税務署の調査によって税金を追徴されるだけでなく、加算税や延滞税を余分に納めることとなります。早めに申告の準備をすることが大切です。

「確定申告」をしな
ければならない人

一般の人

○商業、工業、医業、農業、



漁業などを営んでいる人

○地代、家賃、配当、不動産

の売却などの所得のある人

六十年中の各種の所得金額

の合計額が、基礎控除(三十

三万円) 扶養控除(一人当た

り三十三万円)その他の所得

控除の合計額を超える人は必

○給与以外の所得が二十万円を超える人
○二か所以上から給与をもらっている人



還付の申告は一月
から受け付け

ざ申告しなければなりません。サラリーマン(給与所得者)の所得税は、年末調整によって精算されるのが普通であり、確定申告の必要はありません。しかし、次のような人は申告しなければなりません。○給与の年収が千五百万円を超える人

相談を受けるとき
これだけは忘れずに

- 1 申告書をお送りしている人は必ずその「申告書」
- 2 「印鑑」
- 3 給与などのある人は「源泉徴収票」
- 4 雑損控除を受ける人は「被害を受けた住宅家財の明細書」
- 5 医療費控除を受ける人は「支払った医療費の領収・明細書、保険などで補てんされる金額の明細書」
- 6 生命保険料控除のある人は「保険料が一契約一万九千円を超えているものの証明書」
- 7 損害保険料控除のある人は「支払保険料の証明書」
- 8 住宅取得控除を受ける人は「登記簿謄本」「住民票の写し」「売買契約書」「住宅取得に係る融資額の償還金額等証明書」など

贈与税の申告は二月一日から

贈与税は個人間で財産やお金の受け渡しがあったときに、もらった人にかかる税金です。財産の贈与は夫婦や親子の間で行われることが多いので、贈与税のことをうっかり忘れていたという人も案外多いようです。

たとえば、金銭のやりとりをしないで親所有の土地や建物を子の名義に変えたり、夫名義の株式を妻の名義に変えたときは、贈与税の対象になります。

形式的には金銭の貸借になつていても「ある時払いの催促なし」のように、実質的には贈与と認められるものについても贈与税の対象になります。

六十一年中に贈与を受けた財産の価格を合計して六十万円を超えるときは贈与税の申告をしなければなりません。

贈与税の申告と納税は、二月一日から三月十五日までです。

期限内に正しい申告と納税をしましょう。



- 火災や盗難にあったとき
- ①火災や風水害、盗難などの被害を受けたとき
 - ②病気や出産などで多額の医療費を支払ったとき
 - ③マイホームを取得し、割賦
- 償還金の支払いがあるとき
④年末調整後に、子どもの誕生など扶養親族に異動があったとき
⑤勤めを年の中途でやめて再就職していないとき
⑥国や地方公共団体などに寄付をしたとき
- 還付の申告は、税務署はちろん市町村でも一月から受け付けています。
- 還付申告書はご自分でお書きになって早めに提出してください。
- 税務署の申告相談
- 税務署では申告相談を次の日程で行います。申告方法などわかりにくいことはお気軽にご相談ください。
- ▽期日 二月二十日(木) 二十一日(金)
▽時間 午前九時から午後四時まで
▽場所 町役場二階・議会議場

各課からのお知らせ

住民課

有線 2132

●児童手当 ●特別給付

児童手当や児童手当特別給付金の今回の支払いは、町から次のとおり受給者の預金口座に振り込みます。

▽支払日 二月十日(月)

▽支払内容 十月分～一月分(四か月分)

ただし、六十年十月分以降

に受給または、支給廃止を認定された人については、それぞれの月の額になります。

▽新規の申請手続き
現在、十八歳未満の児童を三人以上養育中(そのうち一人以上が義務教育終了前の児童、またはそれに準ずる児童であること)の人で、まだ申請されていない人は早急に手続きをしてください。

ただし、所得制限があります。

▽手続・問い合わせ 町住民課へ有線(二二三二)まで。

総務課

有線 2113

干拓の草焼き 二月十六日

町では干拓の草焼きを二月十六日(日)午後一時から行います。

役 場 4111
教育委員会 ☎ 2022

教育委員会

有線 2022

子ども会たこあげ大会

申し込みは
二月五日まで

町子ども会育成連絡協議会と町教育委員会では二月九日(日)午後一時から第十三回子ども会たこあげ大会を開きます。場所は干拓グラウンド。

参加方法は町子ども会会員であれば、個人、共同作品どちらでも結構です。申し込みは二月五日(水)までに町子ども会事務局(町教育委員会

高齢者教室

五地区へ出前え

町教育委員会では、「高齢者教室」の移動教室を次のとおり開きます。

老年期にふさわしい社会的な能力を養い、生きがいのある充実した生活をおくっていただくこととするもので、町内五地区に分け、「明るい家庭・地域づくり」「消費生活の知恵(悪徳訪問販売等の実態や対処の方法)」についての講演・映画など予定しています。

内、有線四八九二へ。

当日は町消防団員が警備に当たりますが、見学者や近所の人はいくれぐれもご注意ください。

干拓地の広さは二・八六平方キロで、阿知須町の総面積二二・四四平方キロの約一三％に当たります。

雨や雪のため燃えにくいときは二十三日に延期されます。なお、サイレンは鳴らしません。煙がたくさん出ても火事と間違えられませんようにしてください。

水道課

有線 2141

水道管凍結に注意

熱湯をかけるとダメ

一月上旬は寒気が続き水道管の破裂した家が何戸もありました。まだまだ寒い日が訪れそうですので、もし、水道管が凍ったら、タオルや布をかぶせて蛇口の方からぬるま湯をゆっくり、まんべんなくかけながら、気長に溶かしましょう。

急に熱湯をかけると、水道管や蛇口が破裂します。その場合は、町指定の給水工事業者か町役場水道課までご連絡ください。

町指定業者は次のとおりです。

村藤ポンプ店 電話二二四九
宮重ポンプ店 " 四三三三
中村昭三商店 " 二二二九
大沢商店 " 二〇一九
㈱辻岡工作所 " 三三五九

産業課

有線 2113

前年より二・六ヘク増

ことしの稲の転作面積

今年の水田利用再編第三期対策の三年度に当たります。国は転作目標面積を各都道府県に配分し、県はこれを受けて各市町村別の配分を内示しました。本町は次のとおりです。

▽転作目標面積 一〇〇・九ヘクタール

▽子約限度数量 一四五四・八二トン

(単位はヘクタール)

年度 区分	第 3 期 対 策		
	59年度	60年度	61年度
阿知須町	103.5	98.3	100.9
山口県	8,710	8,360	8,710
全 国	600,000	574,000	600,000

戦没者の遺族への 特別弔慰金の支給

戦没者の遺族のみなさんへ特別弔慰金が支給されることをご存知ですか。

特別弔慰金は戦後四十周年にあたって戦没者の遺族に対して弔慰の意を表わすために支給されるものです。その額は三十万円ですが、十年間の国債のため現金は昭和六十一年から七十年まで毎年三万円ずつ支払われます。

受給資格者は戦没者の遺族で六十年四月一日現在公務扶助料、遺族年金など受けていない人のうち代表者一人です。たとえば次にあげる人です。

- ①弔慰金の受給権を取得した人(昭和六年の満州事変以後に公務傷病にかかり、これによって死亡した方の遺族を含みます)
- ②弔慰金の受給権を取得した方が六十年四月一日におられないときは、最も身近な親族(戦没者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹など三親等内の親族の順によります)

戦後四十年もたっているため、手続きをされていない人もおられるようです。もし「わたしでは?」「自分の身内では?」と思われる人は、町役場住民課福祉係にお問い合わせください。

ご存じですか

お知らせ



元全日本女子バレー選手

河村さんの記念講演も

26日

たくましい阿知須の子
を育てる町民の広場

町教育委員会と「たくましい阿知須の子」育成協議会では、三校PTA会員、砂・岩保育園の会々員、阿知須幼稚園母の会々員および一般町民を対象とする「たくましい阿知須の子を育てる町民の広場」を次のとおり開きます。

▽日時 一月二十六日(日) 午前八時半から

▽場所 町公民館

実践活動などの発表のあと元全日本女子バレー選手(幻のモスクワオリンピック代表選手)河村桂子さん(旧姓奥嶋桂子)の「バレーと私」と題しての記念講演があります。

実践活動は「児童の立場」で阿知須小学校六年大西賢司さん、山下由美香さん、「親の立場」で竹原照夫さん(南祝)がそれぞれ発表します。参加者は小中学校、幼稚園

「いじめ」の相談は 人権擁護委員さんへ

最近、児童・生徒の間での「いじめ」の問題が大きな社会問題となっています。このことは本来教育上の問題ですが、大きな人権問題でもあり、

緑の羽根募金

二十円で千五百本目標

町緑化推進協議会では、環境の緑化を推進するための事業の一環として、緑の羽根募金をお願いしています。

今年も、婦人会を通じて家庭を回りますので、ご協力をお願いします。

春の県土緑化推進運動は三月一日から四月末日まで展開されますが、この募金による浄財は植樹金や啓蒙宣伝、草花種子、その他樹木の植栽の

を一時捕獲し、足につけた標識によって鳥たちの移動の状況を調べるものです。

阿知須干拓で日中 共同の野鳥調査

26日、全国で二か所

日本と中国の鳥類研究者による鳥類標識調査が一月二十六日、阿知須干拓で行われます。

財団法人山階鳥類研究所(京都)の招きによって中国林学院(全国理志中心講師)ら四氏が来日、鹿児島県出水市と山口県阿知須町の全国二か所でカスミ網を使って鳥類

法務省や全国人権擁護委員連合会もこの問題に取り組んでいます。

こうした問題にお気づきの人や悩んでいる人は、次の人権擁護委員さんか法務局へ連絡あるいはご相談ください。相談内容について、外部に漏らすことはありませんので、

小売は時給四六七円 新しい最低賃金きまる

募金額は一口二十円で緑の羽根一本。本町は千五百本を目標にしています。

ために使われます。

募金額は一口二十円で緑の羽根一本。本町は千五百本を目標にしています。

催しもの

26日 たくましい阿知須の子

(役) 後場、公民館

2月5日 明日の親・乳幼児

学級(公、前九時半)

28日 乳幼児衛生教育(役、

午後一時)

を育てる町民の広場(公、前八時半)

たこづくり講習会(公、午一時半)

文化遺産を大切に

26日は文化財防火デー

文化財(建物)や美術工芸品の多くは「木製」や「紙製」で、常に火災という危険にさらされています。

わたしたちの祖先が守り残してきた文化遺産を後世へ引き継ぐには、一人ひとりの文化財への愛護精神が何よりも大切です。

業種または作業	最低賃金	
	1日	1時間
食料品製造業	3,612円	452円
ただし、片付け、清掃など軽作業	3,453	432
繊維産業	3,599	450
ただし雇い入れ後6か月未満の人および軽作業	3,416	427
木材・木製品・家具・装備品製造業	3,749	469
出版・印刷・同関連産業	3,692	462
窯業土石製品製造業	3,917	490
ただし大理石加工業	3,815	477
陶磁器製造業	3,658	458
機械・金属製品等製造業および自動車整備業	3,884	486
ただし、片付け、清掃など軽作業	3,786	474
電気機械器具製造業・自動車用組電線装置製造業	3,640	455
ただし、片付け、清掃など軽作業	3,549	444
卸売業	3,754	470
小売業	3,736	467
ただし、清掃、炊事など軽作業	3,573	447
上記以外の全産業	3,331	417

(注) 最低賃金のうちには、精・皆勤手当、通勤手当、家族手当は算入されません。